

令和元年 8 月
かながわ信用金庫

当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまへ
～住宅ローン等のご融資のお取扱い開始について～

平成 30 年 8 月に法令が改正され、信用金庫の地区内へのお引越しを予定されているお客さまが信用金庫の会員になることが可能になりました。

本改正を受けて、当金庫では、6 月開催の第 69 期通常総代会において定款の一部変更の決議を行いました。これにより、当金庫では、地区内へお引越しを予定されているお客さまへの住宅ローン等のご融資のお取り扱いができるようになりましたので、お知らせいたします。

今後、当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまで、住宅ローン等のご融資のご相談等がございましたら、下記照会先または本支店にお気軽にお問合わせください。

記

1. 今回の改正等により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま
原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の地区外から地区内にお引越しをするため、次のような契約を締結した方

- ・不動産会社等と宅地又は住宅の売買契約
- ・住宅メーカー等と住宅の建設・リフォーム等の工事請負契約

2. 当金庫の地区

神奈川県横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡葉山町・鎌倉市・横浜市・川崎市・大和市・座間市・綾瀬市・藤沢市・相模原市（緑区小淵、佐野川、澤井、名倉、日連、牧野、吉野を除く）・高座郡寒川町・海老名市・茅ヶ崎市・平塚市・足柄上郡中井町・小田原市・厚木市・伊勢原市・東京都町田市及び大田区

3. 本件照会先

かなしん よろず相談承り処

フリーダイヤル 0120-0468-01

受付時間 10:00～19:00（12月31日、1月1、2、3日を除く）

以上

